

平成29年第4回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 平成29年12月7日(木)  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 担当部課 建設部住宅局建築指導課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 大規模建築物の耐震化について</p> <p>(一) 耐震診断結果について                      はじめに、大規模建築物の耐震化についてです。耐震改修促進法に基づき行われた「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果が10月24日に公表されました。                      道所管分の公表建築物は何件で、「倒壊・崩壊の危険性が高い」、あるいは「危険性がある」と診断された件数はそれぞれ何件か伺います。</p> <p>(二) 要耐震化とされた建築物について                      「倒壊・崩壊の危険性が高い」あるいは「危険性がある」と診断された建築物は、どのような用途のものがあり、主たる用途の件数はどうなっているのか伺います。</p> <p>(三) 耐震化工事を予定している建築物について                      大変重要な建物の危険性が高いものがあることが分かりました。そうした耐震診断結果の公表を受けて、新たに耐震化工事を行おうとするなどの対応が決定した建築物は何件あるのか伺います。</p> <p>(四) 耐震診断結果を受けての道の対応について                      1件でも建替えの方針が決まったと言うことはさい先が良いかなと思いますが、道は、耐震診断結果の公表後、倒壊・崩壊の危険性が高い、あるいは危険性があると診断された建築物に対してどのような対応を行うのか伺います。</p>	<p>○ 建築安全担当課長 宮森 隆之                      耐震診断結果についてでございますが、道では、このたび、札幌市など10市の所管行政庁と連携して、耐震診断が義務化された大規模建築物、いわゆる要緊急安全確認大規模建築物の診断結果を公表したところであり、道所管分の対象建築物は、295件であったところです。                      このうち、震度6強から7に達する程度の大規模地震で倒壊・崩壊の危険性が高いと診断されたものが40件、危険性があると診断されたものが16件となっています。</p> <p>○ 建築安全担当課長 宮森 隆之                      耐震性が不足する建築物についてでございますが、耐震性が不足する結果となった建築物の用途は、ホテルや小中学校、市町村の庁舎、病院・診療所、集会場、体育館となっています。                      件数については、ホテルが、倒壊・崩壊の危険性が高いもの17件、危険性があるもの1件、小中学校が、危険性が高いもの5件、危険性があるもの10件、病院・診療所が、危険性が高いもの4件、危険性があるもの2件などとなっているところです。</p> <p>○ 建築安全担当課長 宮森 隆之                      公表後の所有者における対応についてでございますが10月24日の公表時点では、耐震性が不足する道所管分の建築物のうち、耐震化に向けた対応が未定のものが28件あり、このうち、1件において、公表後に新たに建替えの方針が決まったと承知しているところです。</p> <p>○ 住宅局長 平向 邦夫                      耐震性が不足する建築物への対応についてでございますが、耐震改修促進法では、要緊急安全確認大規模建築物につきましては、所有者に対する耐震改修の努力義務を明記しており、道民の方々など利用者の安全を確保することが重要でありますことから、道といたしましては、現在、改修予定がない建築物について所有者の意向を把握するほか、国の支援制度の活用を働きかけるなどして、耐震化への早急な対応を促してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 耐震改修費用の助成について  そう言いましても耐震化の改修費用が問題になります。建物所有者に耐震改修費用がなければ工事ができません、結果として耐震改修が遅れるということは大きな問題と考えます。特に民間建築物については、耐震改修を促進するための財政支援が不可欠と考えますが、どのような支援を行っているのか伺います。</p> <p>(六) ホテル・旅館等の耐震化について  こう言った制度で一層の負担軽減が図られながら改修が進んでいくと期待するものですが、多くの市民が利用する大規模建築物はですね、単に民間建築物や私有財産というだけでなく、多くの市民が利用する公共的役割があります。公共的な被害を及ぼさないために如何に取り組むかという視点が必要と考えます。多くの市民が利用する大規模建築物の耐震化が進まないことは、道民にとっても少なくない影響を及ぼすことになると考えます。  旅館やホテルは、東日本大震災の際に避難所やみなし仮設住宅として役割を担ってきました。耐震改修が遅れることは、災害対策という観点からも重大な懸念が生じると考えます。民間施設というだけではなく、災害や観光客の安全確保の観点からも早急に耐震補強を進めるべきと考えますが、今後どのように取り組むのか伺います。</p> <p>ホテルや旅館は民間施設ではありますが、多数の方々が利用する大規模建築物が、耐震化の遅れで利用者が安全の担保を先送りすることは見過ごせない緊急の課題であります。只今建築企画監からご答弁をいただきましたが、取組の更なる強化を求めます。</p>	<p>○ 建築安全担当課長 宮森 隆之  耐震改修に対する支援についてでございますが、道では、民間大規模建築物の所有者の負担軽減を図るため、平成27年度から、国の補助制度を活用し、市町村と協調して、耐震改修費用を補助する支援制度を設けています。  また、平成28年度からは、市町村の地域防災計画に避難所として位置付けられる民間大規模建築物について、補助率を引き上げるといった支援制度の拡充を行い、所有者の一層の負担軽減を図っているところであります。</p> <p>○ 建築企画監 須田 敏則  今後の取組についてでございますが、ホテルや店舗など多数の方々が利用する民間大規模建築物の耐震化は、道民の皆様方や観光客の方々の安全の確保はもとより、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも大変重要と認識しているところでございまして、耐震性が不足しているものにつきましては、早急に耐震化を進める必要があるものと考えています。  道としては、市町村と連携して、耐震改修に対する補助制度の活用を促すとともに、補助制度を設けていない市町村に対し、制度創設を働きかけるほか、国に対して、補助率の引上げなど、施設の所有者にとって利用しやすい制度となるよう要望するなどして、早期の建築物の耐震化に向けた取組を積極的に進めてまいります。  以上でございます。</p>